

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の一部改定について

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準に、デジタル印刷に関するグリーン基準を定め、下記のとおり改定する。

記

1. 改定の内容

「購入資材」に新たにデジタル印刷で使用するトナー並びにインクジェット用インクのグリーン基準を定めるとともに、「工程」に新たなデジタル印刷の基準を次のとおり定める。

【購入資材】

項目	グリーン原則	グリーン基準
デジタル印刷機用インキ (トナー、インクジェット用インク)	①人体に危害を及ぼす物質を使用しない	次のいずれかに該当すること ・印刷インキ工業連合会のNL規制に適合すること ・欧州 RoHS 指令に適合していること ・インキ提供メーカーの欧州 RoHS 指令に準ずる自社基準に適合していること
	②有害物質発生の原因となる物質を使用していない	・塩素系樹脂を使用していないこと
	③PRTR 指定化学物質を考慮している	<水準-1> ・PRTR 指定物質を使用していないこと <水準-2> ・PRTR 指定物質を特定していること (MSDS を備えている)
	④VOC 発生を抑制している	・VOCを使用していないこと。または、VOCを使用するインキの場合は、当該インキを使用するデジタル印刷機が印刷機外へのVOC排出を抑制する機構になっていること

【工程】

項目	グリーン原則	グリーン基準
デジタル印刷	①印刷工程の温暖化防止、省資源、騒音・振動の抑制に取り組んでいる	・デジタル印刷機の環境負荷（消費電力、動作音等）を把握していること ※インラインの後加工機も含む
		・省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど、省エネ活動を行っていること
		②廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進している
		・損紙を削減するための事前設定、見当ずれを防ぐための調整機能の活用、自動検査設定など各種調整による損紙削減並びに予備紙削減の活動を行っていること
		・損紙等の古紙等へのリサイクル率が80%以上
		・インク、トナー等の容器、感光ドラム等のリユース、リサイクルを行っていること

(参考)

工程の各基準の適合について、具体的には各活動の手順書を作成することが要件となる。また、インク等の容器、感光ドラム等のリユース、リサイクルについては、メーカーが行っている場合はそれがわかる資料、メーカーが行っていない場合は自社で行い、リサイクルに関する証明書の準備が要件となる。その他、具体的な基準の適合性の判断基準については、GP工場認定基準で明確にする。

2. 基準改定日

平成23年6月1日

3. 基準実施日

平成23年12月1日

4. グリーンプリンティング工場認定制度との関係

デジタル印刷の工程のある工場（事業所）は、平成23年12月1日以降の認定に関し、本基準に基づき認定する。なお、認定に関する詳細は別途定める。

5. 印刷製品へのGPマーク表示について

平成23年12月1日以降、デジタル印刷工程のグリーンプリンティング認定を受けたGP認定工場が製造し、かつ「購入資材」の基準に適合したデジタル印刷製品にGPマークを表示することができる。

以上